



2025年4月25日

各 位

会社名 株式会社秋田銀行
代表者名 取締役頭取 芦田 晃 輔
(コード番号 8343 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営企画部長 林 口 哲 也
(TEL. 018-863-1212)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月25日開催予定の第122期定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の目的

当行は、コーポレートガバナンスのさらなる強化および意思決定の透明性向上をはかるため、取締役会の招集権者および議長を取締役会長に限らず、社外取締役を含むその他の取締役が招集権者および議長となることを可能とするため、現行定款第23条の変更を行います。

2 変更の内容

(下線部が変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役頭取が、取締役頭取</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役に</u> 事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 日程

定款変更のための株主総会 2025年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年6月25日(予定)

(以 上)